

伊佐市農業委員会 1 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 27 日（木）午前 9 時 03 分から 10 時 55 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 10 番委員 |
| 2 番委員 | 11 番委員 |
| 3 番委員 | 13 番委員 |
| 4 番委員 | |
| 5 番委員 | |
| 7 番委員 | |
| 8 番委員 | |
| 9 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 18 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 19 番推進委員 |
| 8 番推進委員 | 20 番推進委員 |
| 9 番推進委員 | |
| 11 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 13 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	おはようございます。只今より、平成30年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。
議長	皆様おはようございます。 我々委員の任期も1年となりましたが、事務局の方で8月、9月頃から次の任期について色々と協議されて行かれると思いますが、また、農業委員等の募集を掛けられると思いますので、その時は募集をして頂ければと思います。 本日は14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。 本日の議事録署名委員を、指名いたします。 13番農業委員と1番農業委員に、お願いいたします。 ただいまより総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。 資料の1ページから9ページになります。 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が31件、登記地目、田61筆でありましたのでご報告いたします。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議長	なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更」についてお願いします。
事務局	10ページをお開きください。 報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る4月5日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

		整理番号 1 番の申請者は、伊佐市大口里に居住されている KR さん 70 歳です。 申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島 2 6 1 7 番 1 で、地目は田、地積は 1, 8 6 5 m²です。 所在地は、伊佐市役所大口庁舎より北へ 1. 2 k m に位置し、水稻作付に対し水量不足により、現在は休耕田として管理してあります。今後も水稻作付が困難なことから、盛土を行い野菜等を栽培し、畑として管理していきたいとのことでした。 以上のことから、今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び、農地の有効利用として、今回の届出は適切であると思われますことを、報告いたします。ご審議方よろしく願いいたします。
議 長	長	報告が終わりました。質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) ————— 議案第 1 号 —————
議 長	長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。 事務局の報告を求めます。
事 務 局	局	議案第 1 号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、基盤法貸借につきましてご説明申し上げます。 5 4 ページをご覧ください。 期間は 1 年から 1 0 年で、面積は田 6 3 8, 6 5 3 m²、畑 5 4, 2 5 2 m²の計 6 9 2, 9 0 5 m²です。利用権を設定する者の数 2 1 9 名、利用権の設定を受ける者の数 1 1 8 名です。 なお、開始日が 6 月 1 日からの分につきましては、中間管理機構取得分になります 土地の詳細につきましては、1 1 ページ番号 1 から 5 3 ページ番号 2 3 9 のとおりです。以上ご審議方よろしく願いいたします。
議 長	長	只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議 長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。 整理番号1番について10番農業委員の報告を求めます。
10番農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る4月19日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。 申請人 YYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は49歳です。 渡し人 RAさんは、鹿児島県曽於郡大崎町菱田に居住され、市外住民で、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字大山口3822番1、同じく字大山口3823番1、同じく字大山口3859番の3筆で、地目は田、地積はそれぞれ997㎡、1,593㎡、3,199㎡の合計5,789㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は7,396㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、航空写真等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る4月18日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。 申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は37歳です。 渡し人 MRさんは、大阪府吹田市江坂町に居住され、市外住民で、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字下東3126番3外1筆で、地目は田、地積は2筆合計2,511㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は157,115㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

		す。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号２番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号３番について、５番農業委員の報告を求めます。
５ 農 業 委 員	番	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号３番につきまして、去る４月２１日現地調査を行いましたので、私５番が報告をいたします。 申請人　ＫＭさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は７８歳です。 渡し人　ＫＨさんは、神戸市須磨区大池町に居住され、市外住民で、年齢は７５歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字杉ノ本４５８番外４筆が、地目は畑、大島字一町田７１５番、大島字中ノ丸４０２番２の地目は田で、地積は６筆合計４，８１６㎡で、所有権移転売買です。 受入の経営面積は１５，０４５㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は２名で、通作距離は２００ｍで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、位置図が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	５番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号３番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、私13番が報告いたします。 申請人 HKさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は63歳です。 渡し人 HTさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は91歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字二俣1651番2外4筆で、地目は田、地積は合計5,150㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は、今回贈与分の5,150㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農 業 委 員	整理番号5番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は50歳です。 渡し人 TAさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は47歳です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字鑑1583番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,960㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は52,837㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議 長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号5番は許可が決定いたしました。
議 長	整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る4月19日に現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。 申請人 NNさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は58歳です。 渡し人 RAさんは、鹿児島県曽於郡大崎町菱田に居住され、市外住民で、年齢は74歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字前田3728番、地目は田、地積は949

		m²で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は17,425m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号7番ですが、この議案は1番推進委員が譲受け人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与出来ませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。 関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、1番推進委員の退席をお願いします。 (1番推進委員退席)
議	長	整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。 申請人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は70歳です。

		渡し人 STさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字片手町1100番39、地目は田、地積は2,683㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は42,503㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約700mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は許可が決定いたしました。
議	長	ここで、1番推進委員の入室をお願いします。 (1番推進委員着席)
議	長	1番推進委員、整理番号7番は許可が決定いたしました。 整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めます。
9番農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る4月23日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。 申請人 NSさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は41歳です。 渡し人 KSさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は89歳です。

		申請地は、伊佐市大口目丸字東本 5 7 0 番 2、地目は田、地積は 1, 7 7 7 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 3, 2 2 0 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 0. 6 k m で、現況は良く完備された農地であります。経営意欲は十分あり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	9 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 8 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 8 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 9 番について、9 番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 9 番につきまして、去る 4 月 2 3 日に現地調査を行いましたので、私 9 番が報告いたします。 申請人 MHさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 8 2 歳です。 渡し人 SSさんは、神戸市東灘区御影本町に居住され、市外住民で、年齢は 7 2 歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字後牟田 3 3 6 番 1、地目は田、地積は 9 0 9 m²で、所有権移転贈与です。 受人の経営面積は 7, 0 1 2 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 0 0 m で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

		以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号10番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る4月25日現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。 申請人 HKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 WTさんは、霧島市牧園町高千穂に居住され、市外住民で、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2692番2、地目は畑、地積は169㎡、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は21,945㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、自宅の直ぐそばで、現況は不耕作地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号11番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る4月24日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 WMさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は78歳です。

渡し人 TAさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は47歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上1211番1外4筆で、地目は田、地積は合計で5,776㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は13,681㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 1 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 1 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 1 2 番については、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 1 2 番につきまして、去る 4 月 2 6 日現地調査を行いましたので、私 1 番が報告いたします。 申請人 UY さんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は 4 0 歳です。 渡し人 NS さんは、神奈川県大和市鶴間に居住され、市外住民で、年齢は 4 4 歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字今村 8 8 1 番 6、地目は畑、地積は 8 7 m²と、伊佐市大口小木原字荒神林 2 1 0 7 番 2、地目は田、地積は 4 3 3 m²、伊佐市大口小木原字豆漬 2 3 7 1 番、地目は田、地積は 2, 0 5 7 m²で 3 筆合計 2, 5 7 7 m²で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は 1 4 3, 2 6 8 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1. 4 k m 位で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 2 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め

		ます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号12番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号13番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号13番につきまして、去る4月26日現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。 申請人 HHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は57歳です。 渡し人 HHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は64歳で、二人は兄弟になります。 申請地は、伊佐市大口小木原字西牟田775番2、地目は田、地積は361㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は、50ページの整理番号221番の、父親 HYさんとの利用権設定がされており、田、5,922㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 3 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 1 4 番については、1 1 番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 1 4 番につきまして、去る 4 月 2 4 日現地調査を行いましたので、私 1 1 番が報告いたします。 申請人 AYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は 6 7 歳です。 渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は 7 9 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字片手町 1 1 0 0 番 1 4、地目は田、地積は 2, 4 8 3 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 2 2, 9 9 7 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 3 名で、通作距離は約 2 0 0 mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	1 1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 4 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 4 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 1 5 番について、8 番農業委員の報告を求めます。

8 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る4月25日現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は39歳です。 渡し人 HHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は70歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3113番1、地目は畑、地積は369㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は、52ページ整理番号233番で田、3,974㎡を使用貸借していますので取得可能面積であります。農業従事者は2名で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号15番は許可が決定いたしました。
議 長	整理番号16番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る4月23日現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。 申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は80歳です。 渡し人 SMさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は70歳です。

		申請地は、伊佐市大口牛尾字渡瀬口 1 4 1 0 番 1 外 3 筆、地目は 3 筆が田、1 筆が畑、地積は合計 3, 3 1 9 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 2 1 3, 3 4 4 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 3 名で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 6 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 6 番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号 1 7 番について、3 番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 1 7 番につきまして、去る 4 月 1 8 日現地調査を行いましたので、私 3 番が報告いたします。 申請人 株式会社 KN 代表取締役 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 3 7 歳です。 渡し人 OHさんは、宮崎市新別府町城元に居住され、市外住民で、年齢は 6 9 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字下原田 4 1 6 0 番、地目は田、地積は 1, 7 2 8 m²で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は 3 9, 3 8 8 m²で取得可能面積であります。農業従事者は 4 名で、通作距離は約 2 k mで、現況はよく管理された農地でありま

		す。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号17番は許可が決定いたしました。
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数17件について、17件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について。 整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月24日、4番農業委員、6番推進委員、私5番農業委員3名と、申請人の代理人 T行政書士立ち合いのもと、共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 Y Tさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市大口目丸字夫婦池1244番、地目は田、地積は3,011㎡であります。 農地区分は第2種農地その他の農地となっております。転用目的は植林

		であります。 所在地は、大口東小学校より北側に約200m位に位置しており、周りは東西南北山林に囲まれており、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、土地の全部事項証明書等必要書類は全て提出されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、処分決定1件が処分決定いたしました。 ————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月24日、T行政書士立会いのもと、1番農業委員、18番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。 譲受人は、東京都千代田区神田多町にあります MK(株) 代表取締役社長 NTさんであります。 譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されている HMさんで、年齢は83

		歳です。 本申請は、権利設定がその他となっており、転用目的は太陽光発電施設用の通路として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口下殿字須和野482番1、地目は畑、地積は619㎡の内64.61㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、羽月小学校から南へ約600mに位置しており、東側は田、西側は雑種地、南側は雑種地、北側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。 転用面積の64.61㎡ですが、元々農道として利用されている所をそのまま通路として利用するものであります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月24日、申請人 YHさん、KYさん立会いのもと、10農業委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている KYさんで、年齢は46

		歳です。 譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている YHさんで、年齢は70歳です。二人は親子になります。 本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は植林となっております。 申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊2968番2、地目は畑、地積は640㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、菱刈中学校より東へ約700mに位置しており、南側は畑、東側は山林、西側は道路を挟んで宅地、北側は山ですが、西側は道路より10m位控えて植林してあります。周囲に与える影響はないと思われます。現況は、10年前にスギを植林したとのことであります。 添付書類として、全部事項証明書、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。
3番農業委員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る4月24日、申請人の代理人Sさん立会いのもと、14番推進委員、私3番農業委員の2名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている MTさんで、年齢は39

		歳です。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HHさんで、年齢は70歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅及び転回スペースとして利用となっております。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3113番2外1筆で、地目は畑、地積は合計773㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、本城小学校から西へ約2kmに位置しており、南側は道路、東側は畑、北側も畑、西側は住宅であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書等、必要書類は全て添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号4番、5番については譲受人が同一ですので、一括で報告をお願いします。3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番、5番について、去る4月24日、申請人の代理人 Mさん立会いのもと、14番推進委員、私3番農業委員の2名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市星ヶ峯に居住されている OTさんで、市外住民で

す。

整理番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている MS さんで、年齢は69歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3106番1で、地目は畑、地積は310㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西へ約2kmに位置しており、南側は畑、東側は道路、北側も道路、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。整理番号5番との一括事業でパネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書等、必要書類は全て添付されております。

続きまして整理番号5番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている MK さんで、自治会は青木元で、年齢は57歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3105番1で、地目は畑、地積は912㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西へ約2kmに位置しており、南側は畑、東側は道路、北側も道路、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。整理番号4番との一括事業でパネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書等、必要書類は全て添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番、5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙

		手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番、5番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号6番、7番については譲受人が同一ですので、一括で報告をお願いします。13番農業委員の報告を求めます。
13番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番、7番について、去る4月24日、申請人の株式会社 M役員 KTさん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしましたので、13番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市西別府町の株式会社 Mであります。 整理番号6番の譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている YMさんで、年齢は68歳です。 申請地は、伊佐市大口田代字観音原1073番9外3筆で、地目は畑、地積は合計2,491㎡であります。 続きまして整理番号7番の譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている MSさんで、自治会は田代で、年齢は63歳です。 申請地は、伊佐市大口田代字観音原1083番3で、地目は畑、地積は161㎡であります。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、羽月西小学校から西へ約1.5kmに位置しており、南側と東側は畑、北側と西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定しております。 添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番、7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番、7番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る4月24日、申請人の代理人行政書士Kさん立会いのもと、7番農業委員、18番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島県曾於郡大崎町 株式会社 GHです。 譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている HHさんで、年齢は77歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場及び転回スペースとして利用となっております。 申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番247で、地目は畑、地積は1,414㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、県立北薩病院西より北側へ約1kmに位置しており、北側は譲受人の宅地、南側は市道、東側は宅地、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、地理院地図、地籍図、計画図、事業計画、残高証明書、履歴事項全部事項証明書、定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

		ざいませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号9番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る4月24日、申請人の代理人測量士のAYさん立会いのもと、4番農業委員、6番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市真砂町 HK株式会社です。 譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている HTさんで、年齢は63歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口目丸字北町616番で、地目は田、地積は355㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、伊佐湧水消防組合消防本部より北側へ約100mに位置しており、東側は田、南側は宅地、西側は申請人の資材置場、北側は駐車場であり、周囲に与える影響はないと思われませんが、隣接する申請人所有の資材置場と一体となっているので始末書が添付されています。 添付書類として、全部事項証明書等必要書類は全て添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号10番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る4月24日、11番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島県曽於郡大崎町に居住されているSKさんで、市外住民です。 譲渡人は、始良市池島町に居住されているYKさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3169番2外1筆で、地目は畑、地積は合計1,671㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、広域農道と青木元に通じる接点で、東側は道路、西側は畑、南側は山林、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

		ざいせんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号11番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る4月24日、11番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、佐賀県武雄市山内町に居住されている NSさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている YMさんで、年齢は76歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字西川3222番16で、地目は畑、地積は1,677㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、広域農道と青木元に通じる接点から北へ300m位に位置し、東側は山林、西側は宅地、南側は畑、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号11番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号12番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る4月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、14番推進委員、私3番農業委員の2名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市玉里団地に居住されている NDさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている YKさんで、年齢は80歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2628番1で、地目は畑、地積は823㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、本城小学校から西へ約3kmに位置し、周りは全て山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定しております。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いい

		たします。以上で報告を終わります。
議	長	3 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 2 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 2 番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号 1 3 番について、9 番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 3 番について、去る 4 月 2 4 日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1 3 農業委員、2 番推進委員、私 9 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、9 番が報告いたします。 譲受人は、広島県大竹市東栄にある Y コンサルティング(株) 代表取締役 YH さんです。 譲渡人は、福岡県朝倉郡筑前町野町に居住されている YT さんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口田代字千代川 1 5 2 2 番 4 6 で、地目は畑、地積は 2, 3 1 1 m²で、農地区分は第 2 種農地その他の農地であります。 所在地は、羽月西小学校から西へ約 4 k m に位置し、東側は太陽光発電施設、西側も太陽光発電施設、南側は道路、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数 3 2 4 枚、設置容量 9 5 . 5 8 k w を予定してあります。 添付書類として、申請書、全部事項証明書等必要書類は全て添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切で

		あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	9 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 1 3 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 1 3 番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 1 3 件について、処分決定 1 3 件が処分決定いたしました。 ————— 議案第 5 号 —————
議	長	議案第 5 号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号 1 番について、3 番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第 5 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 1 番につきまして去る 4 月 2 4 日、申請人の G さん立会いのもと、1 4 番推進委員、私 3 番農業委員の 2 名で共同調査をしまして、3 番が報告いたします。 申請人 G S さんは、伊佐市菱刈川南に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈川南字榎田 1 8 7 0 番 1 で、地目は畑、地積は 1, 2 4 6 m²です。 申請理由として、周囲が全て山林となっており、非農地となった時期は不明で畑作での耕作をあきらめ植林をしたいとのことでした。 申請地の位置として、築地の交差点より南へ 1. 5 k m 位で、北側、南側は山林、西側は道路、東側は竹山です。 調査の結果、この申請については 2 名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出さ

		れています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る4月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましてので、4番が報告いたします。 申請人 NMさんは、東京都町田市小山町に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字大道739番5で、地目は田、地積は140㎡です。 申請理由として、遠隔地に居住していたため、耕作不能となり放置していたため、平成10年4月頃より農地性を喪失したとのことであります。 申請地の位置として、大口中央中学校グラウンドより南へ約100m位に位置し、東側は駐車場及び宅地、西側は宅地、南側も宅地、北側は竹林です。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、県外居住のため、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告

		を終わります。
議	長	4 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号 2 番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号 3 番について、8 番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第 5 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 3 番につきまして去る 4 月 24 日、11 番推進委員、私 8 番農業委員の 2 名で共同調査をしましてので、8 番が報告いたします。 申請人 MT さんの破産管財人 HRさんは、福岡市中央区薬院に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口針持字鬼小塚 3497 番 64 外 1 筆で、地目は畑、地積は合計 574 m²です。 申請理由として、周囲が山林のため、耕作不能となり農地性を喪失したとのことであります。 申請地の位置として、高塚自治会館より西へ約 200 m 位に位置し、東側は山林、西側も山林、東側も山林、南側は宅地です。 調査の結果、この申請については 2 名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	8 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る4月24日、申請人の立会い不在のもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましてので、10番が報告いたします。 申請人 IK 株式会社さんは、伊佐市大口宮人に所在する一般法人です。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字丸目迫3355番3で、地目は田、地積は235㎡です。 申請理由として、20年以上前から不耕作地であったとのことで、農地性は喪失してます。 申請地の位置として、菱刈庁舎より西へ約1.7kmに位置し、現況はシラス採集場後の荒れ地につながる一角になります。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、航空写真が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番につきまして去る4月24日、申請人の立会い不在のもと、5番農業委員、6番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしまして、4番が報告いたします。 申請人 YRさんは、伊佐市大口篠原に所在されています。 申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字大道734番で、地目は畑、地積は202㎡です。 申請理由として、周辺が宅地であり竹林になり不耕作地として放置したため、昭和60年頃から農地性を喪失したとのことです。 申請地の位置として、大口中央中学校グラウンドより南へ100mに位置し、東側は駐車場及び宅地、西側は宅地、南側は竹林、北側は国道になっています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		全員挙手。 よって整理番号５番は、非農地証明が決定いたしました。
議 長		議案第５号「非農地証明願」５件申請のうち５件の許可が決定いたしました。
議 長		その他。事務局お願いします。
事 務 局		総会資料の最終ページをお開きください。４月の月例報告をします。 去る１０日、４月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。 ２４日、現地調査を一斉にしております。２７日、本日ですが第１回農業委員会の総会です。 ５月の行事予定ですが、１０日に５月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。２５日が現地調査です。２８日が第２回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議 長		他にないでしょうか。
事 務 局		これで、平成３０年度 第１回農業委員会総会を終わります。
事 務 局		姿勢を正してください。 一同礼。
事 務 局		おつかれ様でした 【終了時間 午前１０時５５分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 1 3 番